

災害により被災したことによる入学志願者の検定料免除の臨時措置について

理事長裁定

制定 平成30年6月19日

(趣旨)

第1条 この取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第12条第2項の規定に基づき、平成31年度入学者選抜試験における、災害により被災したことによる国立高等専門学校（以下「学校」という。）に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）の検定料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この取扱いによる検定料の免除は、入学志願者のうち、平成30年度に、その主たる家計支持者の居住地が災害による被災に伴い災害救助法の適用を受け、居住する家屋が被害を受けた者を対象とする。

(検定料免除の申請)

第3条 前条により対象となる者が、被災日以降に出願手続きをする平成31年度入学者選抜において、検定料免除申請書に罹災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えたものを学校に提出したときは、校長は検定料を免除するものとする。

(検定料の返還)

第4条 検定料を免除された者が既に検定料を支払っている場合は、還付の申し出により、校長はこれを還付するものとする。

附 則（平成30年6月19日制定）

この裁定は、平成30年4月1日から施行し、平成31年度入学志願者に適用する。